# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する 事務 基礎項目評価書

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

桑名市は、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

#### 評価実施機関名

桑名市長

#### 公表日

令和7年3月19日

[令和6年10月 様式2]

# I 関連情報

- 121211111	
1. 特定個人情報ファイル	レを取り扱う事務
①事務の名称	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務
②事務の概要	<ul> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</li> </ul>
③システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)、健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル	ν名
接種記録ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項及び別表14の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録 システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 第25~29の項
5. 評価実施機関におけ	る担当部署 の は に に に に に に に に に に に に に
①部署	保健福祉部 保健医療課
②所属長の役職名	保健医療課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示	·訂正·利用停止請求
請求先	総務部 総務課 住所:三重県桑名市中央町二丁目37番地 電話:0594-24-1131
8. 特定個人情報ファイル	レの取扱いに関する問合せ
連絡先	保健福祉部 保健医療課 住所:三重県桑名市中央町二丁目37番地 電話:0594-24-1208
9. 規則第9条第2項の記	適用 [ ]適用した
適用した理由	

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	数	
評価対象の引	事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点
2. 取扱者	数	
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [ 500人未満 ] 1)500人以上 2)500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点
3. 重大事	故	
	内に、評価実施機関において特定個人 i重大事故が発生したか	<選択肢> [ 発生なし ] 1) 発生あり 2) 発生なし

### Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

### Ⅳ リスク対策

1. 佐田9る特に個人情報	休設計画者の怪殺			
[ 基礎項目評価書	書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重 3) 基礎項目評価書及び全	
2)又は3)を選択した評価実施されている。	施機関については、それぞれ	重点項目評価	書又は全項目評価書において、リスク対	策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(作	情報提供ネットワークシス・	テムを通じた。	人手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[ ]	を託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	☑(委託や情報提供ネットワー	-クシステムを道	<b>証じた提供を除く。) [ ]</b> 技	是供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]指	接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
	I.			

7. 特定個人情報の保管・2	<mark>消去</mark> ····································	
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業	[ ]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
判断の根拠	事務取扱者への定期的な研修を行い、事務処理手順のマニュアルを作成し、複数人で確認している。	
9. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・	B B B	
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>	
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策    <選択肢>   目的外の入手が行われるリスクへの対策   目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策   確限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策   委託先における不正な使用等のリスクへの対策   方 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策   方 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策   方 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策   方 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策   方 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策   方 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策   方 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策   方 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策   方 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策   方 は 異者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢>[ 十分である ]1) 特に力を入れている2) 十分である3) 課題が残されている	
判断の根拠	システムにおいて、ユーザー認証の管理、アクセス権限の管理を行っている。	

# 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月22日	Ⅱしきい値判断項目 日付	令和3年12月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	
令和5年8月22日	Ⅱしきい値判断項目 日付	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	
令和6年9月25日	I 関連情報 3.個人情報の 利用 法令上の根拠	・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令第10条 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感 染症対策に係る予防接種事務におけるワクチ	・行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第14項・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ)・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
	ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2、16の3の項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2、17、18、19の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、「別表第二省令」という。) (別表第二省令における情報提供の根拠) 第12条の2、第12条の2の2 (別表第二省令における情報提供の根拠) 第12条の2、第12条の2の2	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表 第25、27~29項(情報照会)、第25、26項(情報提供)	事後	
令和6年9月25日	1 ) 展達情報 5. 評価表施機 関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	保健福祉部 コロナワクチン接種課 コロナワクチン接種課長	保健福祉部 保健医療課 保健医療課長	事後	
令和6年9月25日	報ファイルの取扱いに関する	保健福祉部 コロナワクチン接種課 住所:三重 県桑名市中央町二丁目37番地 電話:0594- 24-1496	保健福祉部 保健医療課 住所:三重県桑名市中央町二丁目37番地 電話:0594-24-1208	事後	
令和6年9月25日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月25日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取 扱者数 いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	
令和7年3月19日	IV-8 人手を介在させる作業 IV-11 最も優先度が高いと 考えられる対策		(追加)	事後	新様式以降に伴う項目の追加